

伊勢山中学校の生活について

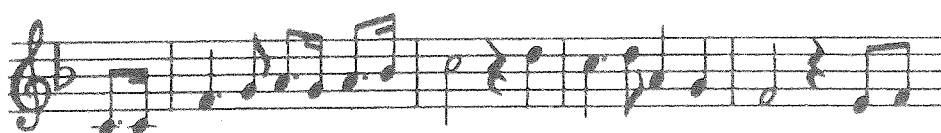
- P 1 伊勢山中学校 校歌
- P 3 伊勢山中学校生徒会組織表
- P 4 伊勢山中学校生徒会会則
- P 8 楽しい学校生活を送るために
- P10 警報発令時の登校
- P11 学校生活のきまりについて
- P13 服装の移行期間について
- P14 冬服・夏服について
- P18 願い・届け出方法
- P19 日課表
- P20 関係機関(地域の避難所等)の連絡先

伊勢山中学校 校歌

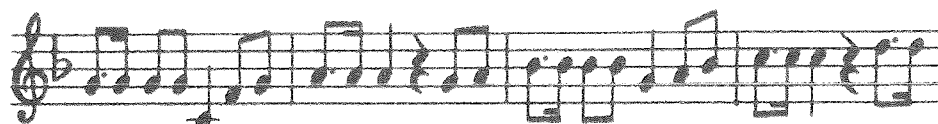
元気よく軽快に



くお んのひーかー りーひた さすところ



せい きあふーるー るーい せーやま に のび



よわこうどすこ やかに ゆたかなちしきみにつけん ほこ

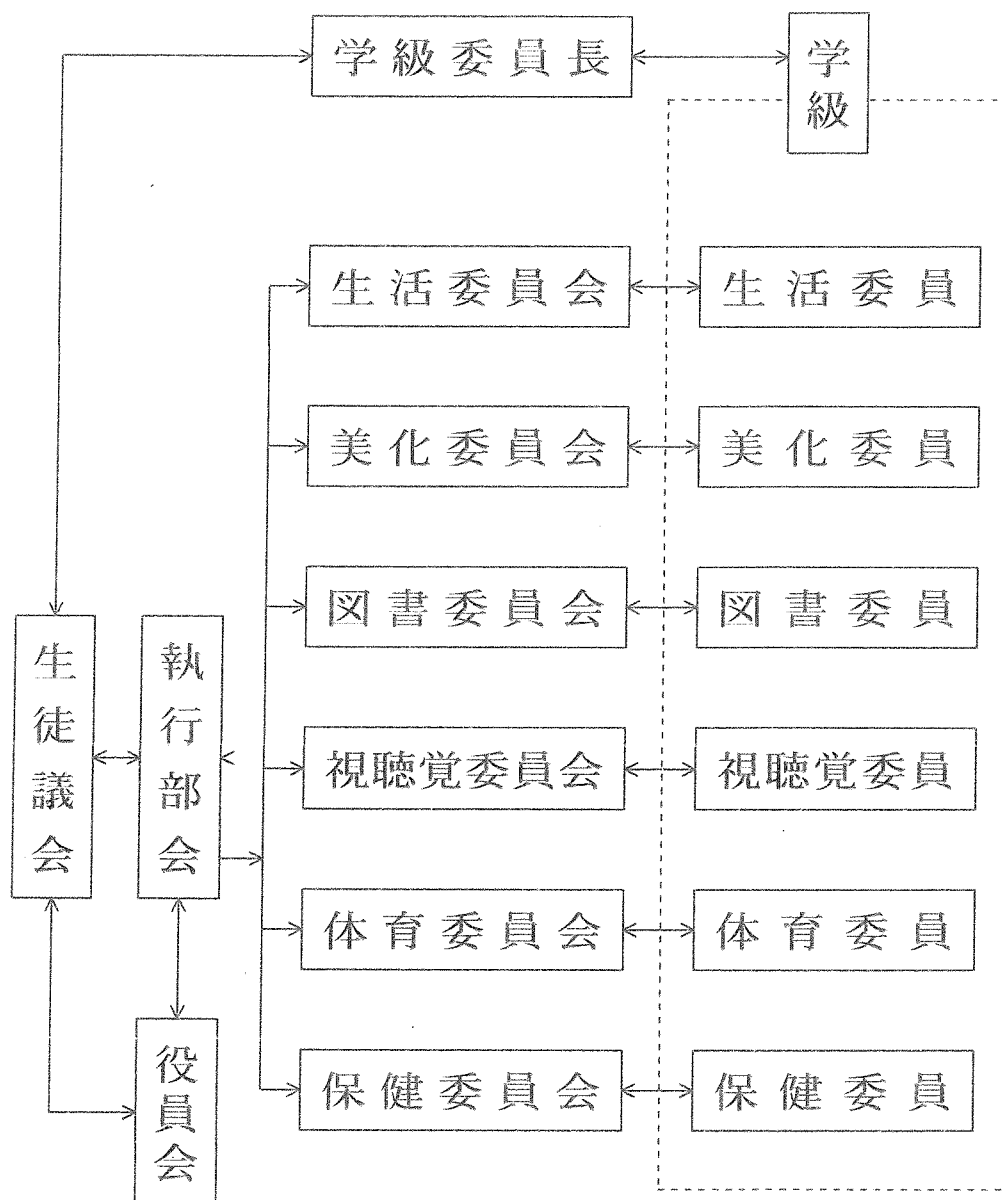


りはたかけ れ われ らがぼこ う

伊勢山中学校 校歌

- (1) くおんの光 ひたさすところ
生気あふるる 伊勢山に
伸びよ若人 すこやかに
豊かな知識 身につけん
ほこりは高けれ われらが母校
- (2) 夢よぶ風の そよふくところ
そびゆヒマラヤ 杉のもと
あおげ若人 元気よく
自律のちかい ゆるぎなし
輝く学園 われらが母校
- (3) 文化のうしお うず巻くところ
れいほう鈴鹿 雲もなし
強く正しく ほがらかに
真理の道を つらぬかん
さんたり伊勢山 われらが母校

伊勢山中学校生徒会組織表



伊勢山中学校生徒会会則

第1章 名 称

本会は伊勢山中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

本会は、会員相互の自主的、協力的な活動を通じて、規律あり、豊かで楽しい学校生活を築き上げることを目的とする。

第3章 会 員

本会は伊勢山中学校生徒全員を会員とする。

第4章 議 会

1. 議会は、本会の目的を達成するための議決機関である。
2. 議会は、生徒会役員、各学級代表者、各種委員会委員長により構成される。
3. 各学級は生徒議会に各2名の代表者を送る。
この代表者は、男女学級委員長とし、行われたあらゆる任務、報告、決議、修正は、これら代表者により、学級全体に伝達される。各代表者はそれぞれ1票の投票権を持つ。
4. 議会に送る代表者である学級委員長は学級の投票により選出される。

第5章 役 員

1. 本会役員は、会長(1名)、副会長(1名)、執行委員(4名)とする。上記役員で役員会を構成する。
2. 上記役員と各種委員会委員長で執行部を構成し、議会の前に執行部会を開く。議会の運営およびその他の重要な自治活動の企画されたことは必ず執行部会議会にかけその決議を得た後実施される。
3. 各種委員会委員長を除く上記役員は、学級役員選挙の前に全校生徒の無記名投票により別々に選挙される。
各種委員会委員長は、各学級で選出された各種委員によって構成される委員会において互選により選出される。
4. 役員の選挙には、選挙前に校内に推薦状を回し、20名以上の署名を得た後、生徒会顧問まで提出しなければならない。ただし推薦者は、役員の定員数分の署名を兼ねることができる。
5. 役員の選挙は各期の活動に支障がないように早めに行う。
6. 役員の任期は1期(半年)間であるが再選も妨げない。
7. 副会長は会長を補佐し、会長の不在または執行不能の場合、これに代わる。
8. 執行委員は会長、副会長を補佐し、生徒会

の目的のために活動する。また、下記のような、会の記録の保持にあたる。

- (1) 会則、会則の修正
 - (2) 役員名簿
 - (3) 議会、執行部会の議事録
 - (4) 通信文
9. 本会役員は、随時活動報告を行う。
 10. 会長を除き、役員が辞任または執行不能の場合には他の役員が職務を執行する。
 11. 議会の議長及び副議長は各学級の代表者の互選により選出する。

第6章 各種委員会

議会には、次のような各種委員会が組織され長がおかれる。

1. 生活委員会
校内の生活に関する仕事にあたる。
2. 美化委員会
校舎内外の清掃美化に関することにあたる。
3. 図書委員会
学校図書館及び学級図書の利用に関する諸活動を推進する。
4. 視聴覚委員会
学校放送の運営、視聴覚機器の活用にあたる。
5. 体育委員会
体力作り推進に関わる取り組みを行う。また、ボールの貸し出しを行う。

6. 保健委員会

校内の保健衛生の管理にあたる。

第7章 顧問

生徒会の顧問は議会、執行部会に出席して指導・助言をする。なお各種委員会にはそれぞれ1名以上の顧問がおかれる。

第8章 最終決定権

校長は生徒会の活動に関するいかなる問題に対しても最終決定権を持つ。

第9章 修正

1. 本会則に対する修正案は、書式にされて執行部会に提出される。
2. 会則の修正には議会の3分の2以上の賛成の後、校長による承認が必要である。

楽しい学校生活を送るため 次のことをお互いに守ろう

○登校、下校のとき

- (1) 道路の横断は、信号機のある所か横断歩道を渡る。
- (2) 学校で指定された通学路を通る。

○学校生活

- (1) 8時30分までに座席に着席する。8時30分のチャイムで教室にいないときは遅刻となる。
- (2) 始業から終業までの間に、校外へ出ない。
- (3) 10分放課は、運動場に出て遊ばない。次の授業の用意をし、チャイムが鳴る前に着席する。
- (4) 保健室を利用する時は、各学年の先生に申し出る。
- (5) 昼放課は、予鈴で教室へ戻る。
- (6) 不必要な物やお金などはもってこない。
- (7) 放送が入ったときは、静かに聞く。
- (8) 職員室には、用のある人のみ出入りする。
- (9) 原則、他の教室に入らない。
- (10) 教室に居残るときは、担任の先生の許可を得る。
- (11) あいさつは、気持ちよくかわし、正しい言葉遣いに努める。

職員室への入退室例

- ・ノックをしてドアを開ける。
- ・「失礼します」の後、入室する。
- ・クラスと氏名をはっきりと名乗り、用件を伝える。

「〇〇先生は、いらっしゃいますか？」

「〇〇先生、お願いします」

「失礼しました」の後、退室する。

各種委員会委員の学級での役割（例）

生 活…学校生活に関する活動や週番活動にあたる。

美 化…学級の清掃点検や清掃道具の管理をする。

図 書…学校図書の管理をする。また、図書館利用に関する連絡をする。

視聴覚…学校放送の運営。放送番組の制作。
学校行事における放送活動。
掲示活動。

体 育…健康・体力増進の企画。

保 健…欠席調べや健康観察による学級の健康管理。各種計測を行う。

警報等発令時の登校

〔生徒の登校する以前に名古屋市に暴風警報が発令された場合〕

1. 始業前、午前6時までには警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。
2. 午前6時から午前11時までには、警報が解除されたときは、午後の授業を行う。午後1時15分までに登校する。
3. 午前11時をすぎても警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。

〔上記の警報が在校時に発表、発令された場合〕

暴風警報が発令された場合は、通学路の安全確認の上、適宜下校する。

その他、「避難指示」等の発令時、大きな地震が発生した時、緊急地震速報を受信した時などの対応については、年度当初に配布する「各種警報発令時等の対応について」で確認しておく。

学校生活のきまりについて

きまりとは、生徒一人ひとりが心身ともに健康で楽しい学校生活を送るためのものである。頭髪、服装については、本来、本人の自覚と家庭で責任をもってなされるものである。従って、きまりは少ない内容で済ませるのが望ましい。そのためには、生徒一人ひとりが集団の中の一員としてどうあるべきかということを常に考えて行動することが必要となってくる。

本校においては、以下のことをきまりとする。見直し、変更がある場合は、その都度伝えるようにする。

1、身だしなみに関する注意

(1) 頭髪など

○中学生らしく清潔であり、すべての学習に支障をきたさないようにする。

- ・前髪は、目にかからず顔がしっかりと見えるようにする。
- ・後髪は、肩甲骨にかかる程の長さ以上はゴム（飾り等のない簡素なもの）で束ねる。

○整髪料の使用、脱色、パーマ、カールなど散髪以外に手を加えないようにする。

○まゆ毛も同様にして手を加えない。

(2) 肌着

○男女ともに夏は白色、ベージュ色、クリーム色の華美でないものを着用する。（冬服時は黒色、紺色も可）

(3) ズボン、スカート、ベルト

・ズボンの長さは、靴やスリッパをはいた時に地面にすそがつかない長さにする。

・ベルトは黒、紺、茶色などで装飾のない無地のものとする。

・スカートの長さは、ひざがしらがかくれる長さにする。

(4) 靴下

・白、黒とする。

(5) 靴

○通学靴は白、黒を基調とした運動靴。

(6) 防寒具

○手袋、マフラー、トッパー（Pコート、ダッフルコート、ウインドブレーカー、ダウンジャケット）を登校時に限り使用を認める。トッパーの色は黒、紺、グレー。また寒さに応じてセーターやトレーナー、カーディガン、ベストをブレザー又は冬服の下に着用してもよい。色は白、黒、紺、グレーの地味なもの。

※セーターなどは、そでから出ないようにする。また、フード付きは不可。

※防寒具は、教室内で着用しない。

○防寒具としてタイツ等を使用することは、可とする。色は黒、ベージュ色とする。柄つきのもの、透けるものを避け、無地のものとする。

※体育時は、タイツを脱ぎ靴下をはくこと。

(7) かばん

○両肩で背負うリュックサックとする。色は黒、紺色。

(8) サブバッグ

○用具が多いときはサブバッグを使用。

(9) 名札、生徒証明書

○名札は登校時、校門で定められた位置に正しくつけ、校内では名札を出しておく。

○生徒証明書は、毎日所持する。

(10) 連絡及び諸届

○身体の不都合などで特別の服装をしなければならない時は担任の先生に伝える。

服装の移行期間について

天候や気温、自分の体調、学校行事などに応じた服装を自分で考え、判断できるとよい。

冬服と夏服の着用期間に定めはなく、冬服と夏服を平時より併用することができる。

次の服装パターンから選んで着用する。

〈服装のパターン〉

○夏服

○夏服の上に標準学生服または学校指定のジャージ（登下校含む）
（3年生のみ）

○冬服

○冬服の中にトレーナーやセーターなど

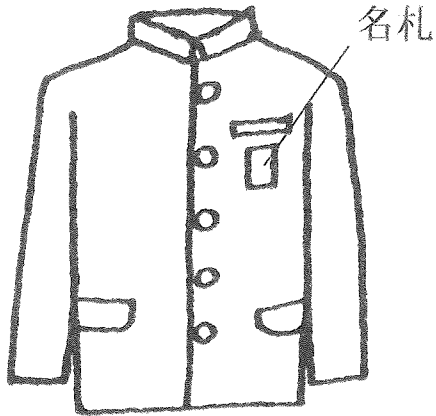
熱中症予防のため登下校時に帽子（キャップ）を着用してもよい。

ただし、式や学校行事の際は服装をそろえて参加すること。

- ・入学式、卒業式…冬服（3年生白襟なし）
- ・1学期終業式、2学期始業式…夏服
- ・その他の式、音楽会…冬服（3年生白襟あり）
- ・各学年での活動の際にも服装をそろえることがある。

冬服・夏服について

〈旧制服〉



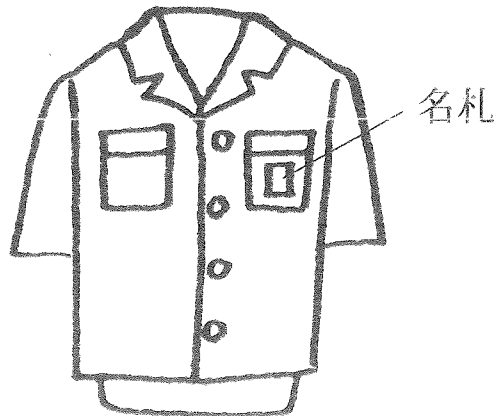
冬 服

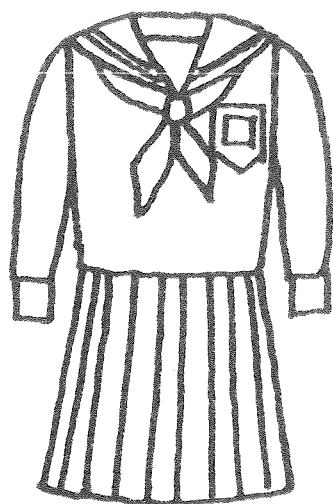
- 黒色つめえり標準学生服
- 黒色長ズボン標準学生ズボン
- ボタンは学校指定(伊中)のもの又は一般中学校用のものにする。



夏 服

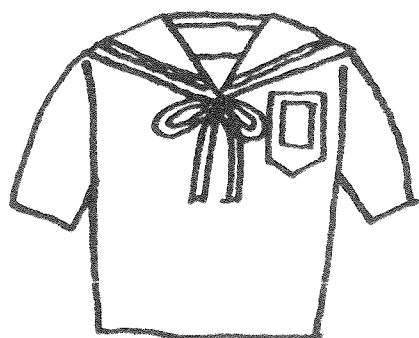
- 白色開きんシャツ
- 黒色長ズボン標準学生ズボン
- シャツはズボンの下に入れて着用





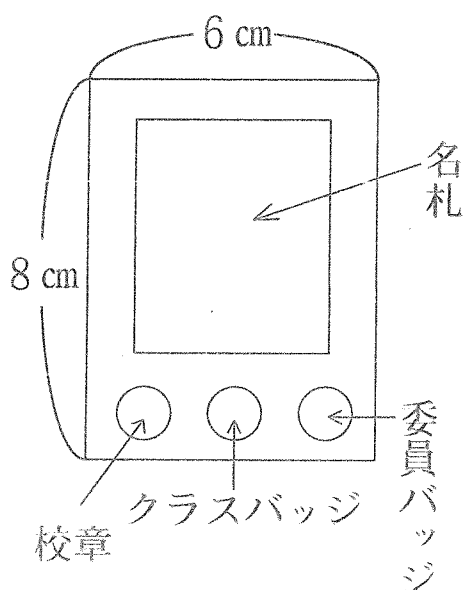
冬 服

- 紺色セーラー服
- えり… 1 cm巾白線 1 本
- 白えりカバーつき
- スカート…ひだ数24または28
- スカーフ…黒三角巾



夏 服

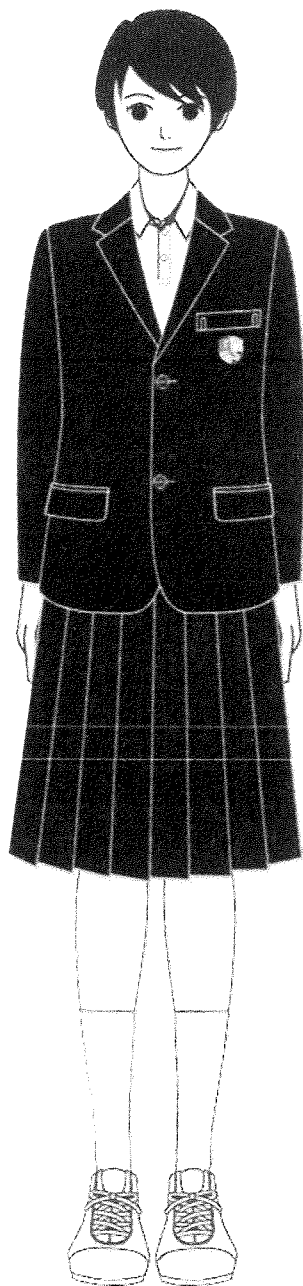
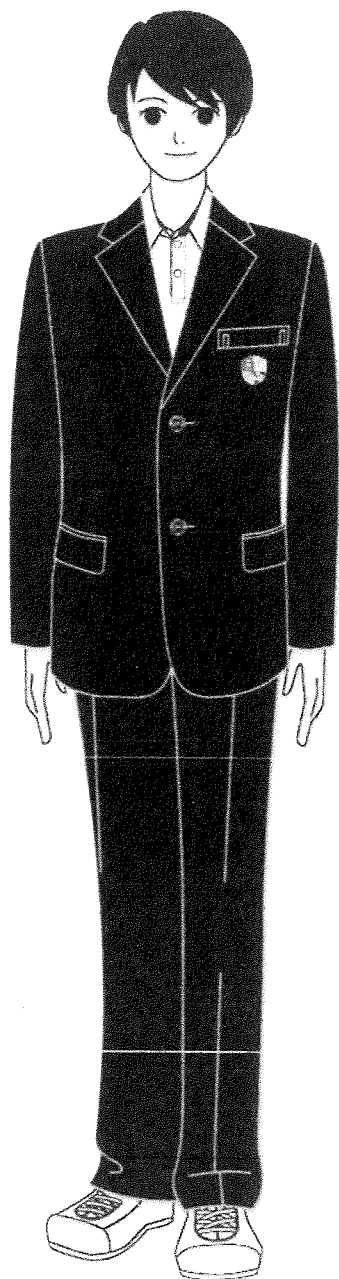
- えり…水色、1 cm巾白線 1 本
- リボン…黒ひも
- スカート…冬服に準ずる



名札

- 名札は台布につけ、名前が見えるようにする。
- 名札は左図の規定に従う。
- 夏服の場合は安全ピンで留める
- 冬服の場合は、台布を制服に縫い付けるか安全ピンで留める。

〈新制服〉



【ブレザー】

校 則

- 式当日や行事等、学校から指定された場合はブレザーの着用・不着用をそろえる
- ブレザーの前合わせは各自の自由とする
- ボタンはすべて留める

【ボトム】

校 則

- ボトムスは2種類のスラックス・スカートの中から選択する

【ポロシャツ】

校 則

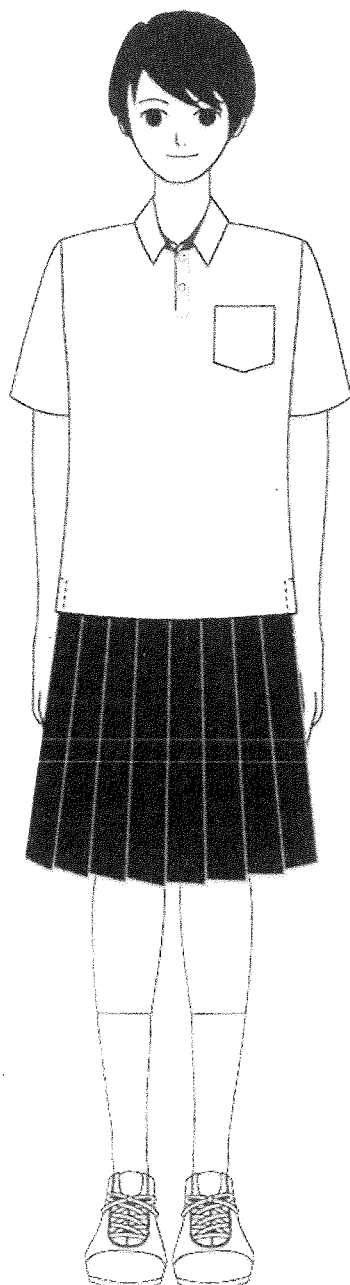
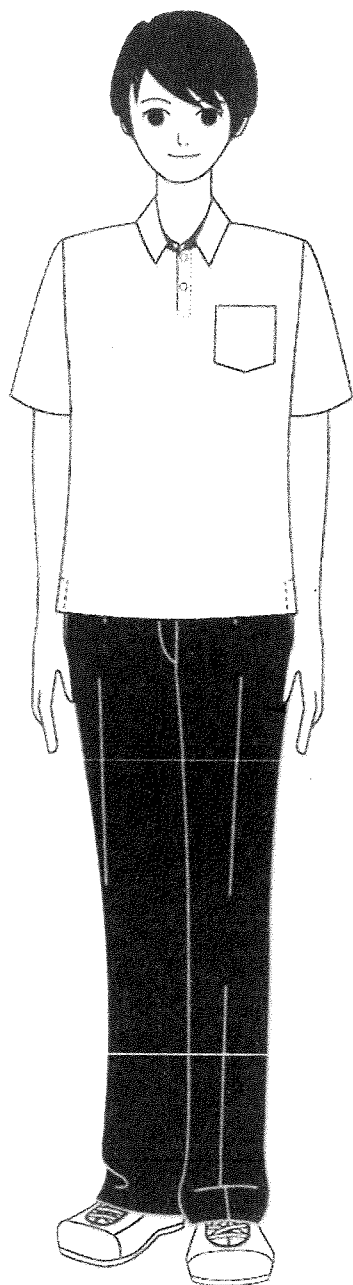
- ポロシャツは指定の長袖または半袖のポロシャツを着用
- ポロシャツの裾だしは可能とする（ブレザー着用時も同様）
- ボタンはすべて留める

名 札

伊
中



学年色ライン



願い・届け出方法

- 1 生徒証明書は、毎学年始めに担任の先生を通して交付される。
紛失した場合は、担任の先生を通し、再交付をお願い出る。
- 2 欠席、遅刻、早退が事前に分かっている場合には、きずねネットを通じて、担任の先生に知らせる。電話でもよい。
※忌引きは欠席扱いとしない
忌引きと認められる日数
父母 7日 祖父母・兄妹 3日
曾祖父母 1日 伯叔父母 1日
法要 1日
- 3 欠課する場合は、きずなネットもしくは電話で伝えるとともに、担任の先生や教科の先生に申し出る。
- 4 体育を見学する時は、きずなネットや電話で伝えるとともに、担任の先生や教科の先生に申し出る。
- 5 公共物を破損した時は、すみやかに申し出る。
- 6 学生割引証が必要な時は、担任の先生に届け出る。100km をこえた場合、運賃は2割引きとなる。

【 日 課 表 】

登校 8 : 15 ~

A 帯
(50 分)

B 帯
(45 分)

集会・B 帯
9:05 ~ (45分)

8 : 30 ~ 8 : 45	朝学習	8 : 30 ~ 8 : 45	集会 ~ 8 : 55
8 : 45 ~ 9 : 35	1 限	8 : 45 ~ 9 : 30	9 : 05 ~ 9 : 50
9 : 45 ~ 10 : 35	2 限	9 : 40 ~ 10 : 25	10 : 00 ~ 10 : 45
10 : 45 ~ 11 : 35	3 限	10 : 35 ~ 11 : 20	10 : 55 ~ 11 : 40
11 : 45 ~ 12 : 35	4 限	11 : 30 ~ 12 : 15	11 : 50 ~ 12 : 35
12 : 35 ~ 13 : 00	昼食	12 : 15 ~ 12 : 40	12 : 35 ~ 13 : 00
13 : 00 ~ 13 : 15	昼放課	12 : 40 ~ 12 : 55	13 : 00 ~ 13 : 15
13 : 20 ~ 14 : 10	5 限	13 : 00 ~ 13 : 45	13 : 20 ~ 14 : 05
14 : 20 ~ 15 : 10	6 限	13 : 55 ~ 14 : 40	14 : 15 ~ 15 : 00
15 : 10 ~ 15 : 40	短学活 ・ 清掃	14 : 40 ~ 15 : 10	15 : 00 ~ 15 : 30
15 : 40	下校	15 : 10	15 : 30

関係機関（地域の避難所等）の連絡先	
○伊勢山中学校	3 3 1－9 5 6 8
○正木小学校	3 2 2－4 7 5 1
○松原小学校	3 3 1－7 2 9 6
○橘小学校	3 2 1－0 2 6 0
○平和小学校	3 2 1－0 0 8 0
○中区役所	2 4 1－3 6 0 1
○中警察署	2 4 1－0 1 1 0
緊急時の連絡先	
①	
②	
③	
☆ 中学生として、できることはどんなことがあるのだろうか。自分で考えたり、学級で話し合ったりしてみよう。 ◎ 家族の一員として ◎ 学校の生徒として ◎ 地域の一人として	
◆ 人と人との絆の大切さ、互いに協力することの必要性が先の震災でも証明されました。一人一人が自分のできることを考えてみることも必要ですね。	